



令和6年度 水土里ネットさが土地

佐賀土地改良区

発行所
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号
水土里ネットさが土地
(佐賀土地改良区)
電話 (0952) 22-4382
FAX (0952) 29-1048
URL: <http://www.sa-tochi.jp>
E-mail: info@sa-tochi.jp

組合員及び面積の動向

組合員総数 7,322 名
受益面積 9,147 ha
(令和6年4月1日現在)



令和5年9月 川上頭首工スケッチ大会

役員紹介

役 職	氏 名	地区名
理 事 長	秀島 敏行	
副理事長	江里口 秀次	
〃	重松 正泰	諸 富 町
総務担当理事	八頭司 文二	大 和 町
管理担当理事	古川 實	鍋 島 町
理 事	永渕 文久	金 立 町
〃	永渕 秀樹	高木瀬町
〃	吉浦 和俊	兵 庫 町
〃	樋口 正行	北川副町
〃	久米 勝博	本 庄 町
〃	直塚 弘行	西与賀町

役 職	氏 名	地区名
理 事	御厨 清	嘉 瀬 町
〃	吉富 義隆	川 副 町
〃	古川 俊博	川 副 町
〃	秀島 隆信	東与賀町
〃	渋谷 満	久保田町
〃	末次 正二郎	三日月町
〃	中島 正之	芦 刈 町
総括監事	北島 宇治雄	牛 津 町
監 事	池田 學	巨 勢 町
〃	川崎 弘樹	川 副 町
〃	山田 雅順	佐賀市中央

理事長あいさつ



佐賀土地改良区
理事長 秀島 敏行

佐賀土地改良区の組合員の皆様には、日頃より土地改良事業の推進と佐賀土地改良区の運営に対し、多大なるご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

今年の元日には、石川県能登半島を震源とする最大震度7の地震があり200人を超す犠牲者が出ました。道路や上下水道といったインフラやライフラインが壊滅的な被害を受け、多くの方々が避難所で過ごされており、被災地ではなお過酷な状況が続いています。亡くなられた方々のご冥福と被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地域の日も早い復興を願うばかりであります。

一方、世界に目を向けますと、ロシア・ウクライナ紛争は終息の見通しが立たず、イスラエルでも武装勢力間の衝突が発生しました。このように世界情勢が混迷を深める中、我々の今後の生活にどういった影響が出てくるのか危惧するところであります。

また、世界各地では異常気象による洪水や干ばつなど気候災害が多発し、世界の農作物にも大きな影響を与えています。気候変動は、食料の生産量とも密接な関係があり、食料自給率の低い日本には特に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

ところで、日本の多くの産業で少子高齢化に伴う後継者不足が問題になっていますが、農業も例外ではありません。特に農家の高齢化は深刻であり、後継者不足等により「耕作放棄地」や「荒廃農地」の増加も問題となっています。

農地が減少すると、日本の食料自給率の低下につながり、耕作放棄地や荒廃農地の増加は雑草や病虫害の発生、ゴミの不法投棄などの問題に発展する恐れもあります。また、農地は自然災害時のリスクを軽減する役割も担っています。環境・防災の観点からも地域固有の資源である農地と水、これは農業関係者だけでなく全国民にとっても大切な資源であります。

佐賀土地改良区は、このような大切な資源を維持管理するという重要な責務を担っています。貴重な水を届ける農業用施設は地域の防災減災の役割も担っており、機能を最大限発揮できるよう適切な維持管理を行っていかねばなりません。

3月の通常総代会では、「国営筑後川下流佐賀土地改良事業の施行申請について」を審議、承認をいただきました。これは昭和51年度から事業実施の「国営筑後川下流土地改良事業」により造成されました水管理施設が、経年劣化により、突発的な故障が度々生じています。農業用水の安定供給及び排水機能の維持に支障が生じているため、国営事業により整備を実施するものであります。

最後になりますが、役職員一体となり健全な運営に努めてまいりますので、より一層のお力添えを申し上げ、理事長挨拶とさせていただきます。

令和5年度臨時総代会

令和5年9月13日、臨時総代会を開催し下記の3議案がすべて原案どおり承認されました。

- 第1号議案
- 令和4年度
- 事業報告について
- 第2号議案
- 令和4年度
- 一般会計収支決算について
- 第3号議案
- 令和4年度
- 財務諸表及び財産目録について



メイトプラザ佐賀
「多目的ホール」にて

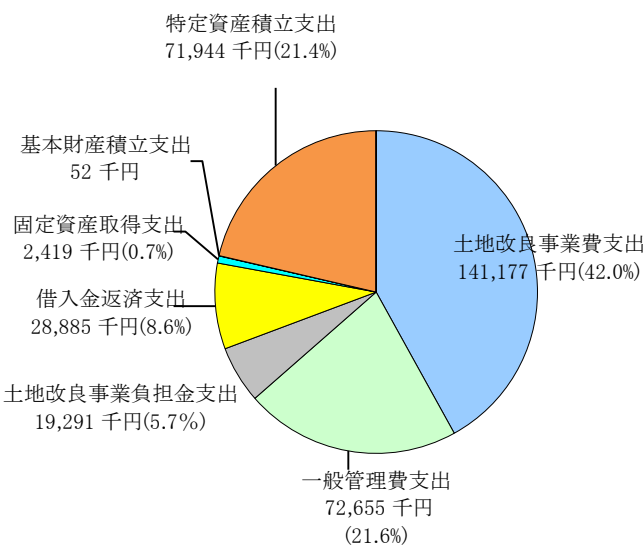
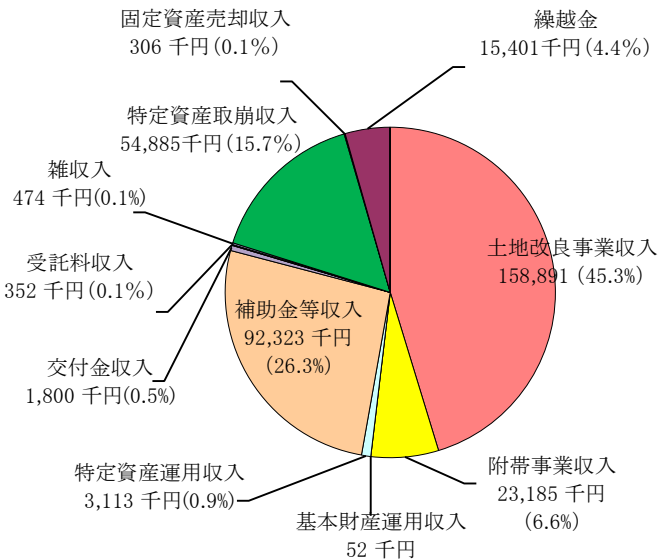
令和4年度 一般会計 決算

(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	158,891	1. 土地改良事業費支出	141,177
・ 賦課金収入	100,626	・ 維持管理費支出	138,240
・ 転用決済金収入	15,042	・ 適正化事業関係支出	2,937
・ 負担金収入	43,223	2. 一般管理費支出	72,655
2. 附帯事業収入	23,185	3. 土地改良事業負担金支出	19,291
3. 基本財産運用収入	52	4. 借入金返済支出	28,885
4. 特定資産運用収入	3,113	5. 固定資産取得支出	2,419
5. 補助金等収入	92,323	6. 基本財産積立支出	52
6. 交付金収入	1,800	7. 特定資産積立支出	71,944
7. 寄付金収入	0	8. 雑支出	0
8. 受託料収入	352	9. 予備費	0
9. 雑収入	474		
10. 特定資産取崩収入	54,885		
11. 固定資産売却収入	306		
12. 繰越金	15,401		
収 入 合 計	350,782	支 出 合 計	336,423

<歳 入> 350,782 千円

<歳 出> 336,423 千円



第58回通常総代会

令和6年3月27日、通常総代会を開催し下記の6議案がすべて原案どおり可決されました。

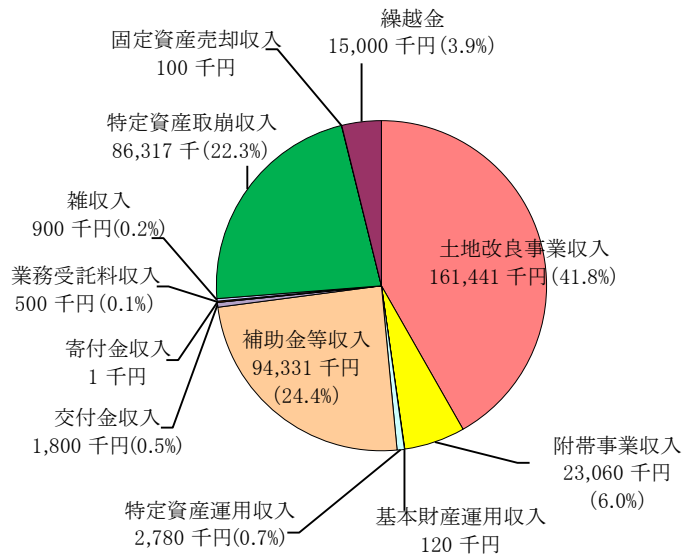
- 第1号議案 国営筑後川下流佐賀土地改良事業
(国営造成土地改良施設整備)の施行申請について
- 第2号議案 令和5年度 一般会計収支補正予算(案)について
- 第3号議案 令和6年度 事業計画(案)について
- 第4号議案 令和6年度 賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第5号議案 令和6年度 一般会計収支予算(案)について
- 第6号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



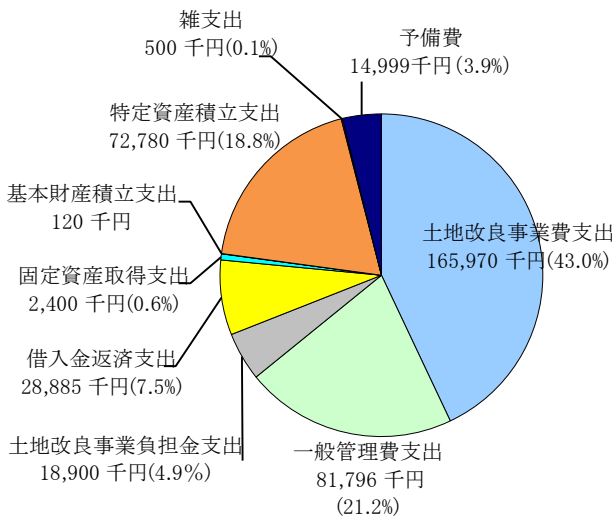
「アバンセ1階ホール」にて

令和6年度 一般会計 予算		(単位：千円)	
収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	161,441	1. 土地改良事業費支出	165,970
・ 経常賦課金収入	100,430	・ 維持管理費支出	162,810
・ 転用決済金収入	16,200	・ 適正化事業関係支出	3,160
・ 負担金収入	44,811	2. 一般管理費支出	81,796
2. 附帯事業収入	23,060	3. 土地改良事業負担金支出	18,900
3. 基本財産運用収入	120	4. 借入金返済支出	28,885
4. 特定資産運用収入	2,780	5. 固定資産取得支出	2,400
5. 補助金等収入	94,331	6. 基本財産積立支出	120
6. 交付金収入	1,800	7. 特定資産積立支出	72,780
7. 寄付金収入	1	8. 雑支出	500
8. 業務受託料収入	500	9. 予備費	14,999
9. 雑収入	900		
10. 特定資産取崩収入	86,317		
11. 固定資産売却収入	100		
12. 繰越金	15,000		
収 入 合 計	386,350	支 出 合 計	386,350

<歳 入>



<歳 出>



経常賦課金令和6年度 経常賦課金 1,100 円/10a(1,000 m²当)**期限内に納めましょう**窓口納付の方は
口座振替の方は**令和6年7月31日(水)**までに納めてください。
が振替日です。

《 口座振替・賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します 》

◆**残高確認をお願いいたします。**

- ・7月30日（振替日の前営業日）までに残高の確認をお願いいたします。（※再振替は出来ません）
- ・事情により振替出来なかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願い致します。

☆**賦課金納入取扱い金融機関**佐賀県農協・佐賀市中央農協・佐賀銀行・九州信用漁業協同組合連合会
・佐賀共栄銀行・ゆうちょ銀行（口座振替のみ）**賦課金の口座振替ご利用のすすめ**

賦課金の納付は、便利な口座振替（自動振替）をご利用ください。わざわざ金融機関へ出向かなくても、自動的に納付することができます。お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡ください。（口座振替依頼書を郵送いたします。）

◆**最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。**

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、預貯金通帳・印鑑（届出印）を持参の上、指定金融機関窓口提出してください。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

- Q1 「農業用水を利用していない」、「耕作をしていない」というような場合でも賦課金を払わないといけ
ないのですか？
- A 佐賀土地改良区の賦課金は水道のように使用量に応じて賦課されるものではなく、当区が管理してい
る土地改良施設の維持管理に必要な経費を受益地内の農地につき、地積割で賦課していますのでいかな
る理由であれお支払いいただく必要があります。
- Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？
- A 期限内に納入がなかった場合、督促状の発行を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第
39 条の規定により、理事会で議決された組合員に対して財産の差し押さえ等の滞納処分を行うこと
になります。
- Q3 賦課金を払わなくていいようにすることはできますか？
- A 農地を所有（耕作）されている限りは賦課金を納めていただく義務があります。農地の転用や用途変
更をされる場合は、決済金をお支払いいただくことで地区除外をすることが可能です。詳しくは次の
ページ（農地転用に伴う決済金）をご覧ください。
- Q4 賦課金の通知書が複数送られてきますがなぜですか？
- A 佐賀土地改良区の受益地内には他の土地改良区がある地域があります。土地改良区によって管理して
いる施設や行っている事業が異なるため、それぞれ必要な経費を賦課しています。
- Q5 賦課金の滞納がある農地を購入した場合、滞納賦課金はどうなるのですか？
- A 農地を異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう
法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。農地の売買や利用権設定をされる場合は、
ご確認の上、契約等をするように注意してください。

農地転用に伴う決済金

令和6年度 決済金 53 円/㎡(全地区)

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入していただくことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。

※公共事業の寄付等についても決済金はかかります。

◆「市街化区域の農地転用」及び「畑などへの地目変更」の場合

農業委員会への届出に土地改良区の意見書は必要ありませんが、土地改良区への地区除外の手続きは必要です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますのでご注意ください。

決済金について

佐賀土地改良区が管理しております施設(北山ダム・川上頭首工・幹線水路90km)は組合員様から頂いている賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として転用する時は決済金を納めて頂き維持管理費に充当しています。(土地改良法第42条第2項より)

組合員さまへのお知らせ

◆農地(田)に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出てください。

農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても直接土地改良区に届出がないと土地改良区の台帳は変わらず、賦課も異動されません。(左下 図1)

◆組合員の資格取得・喪失の届出について(次ページに実際の用紙があります)

下記の場合には、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

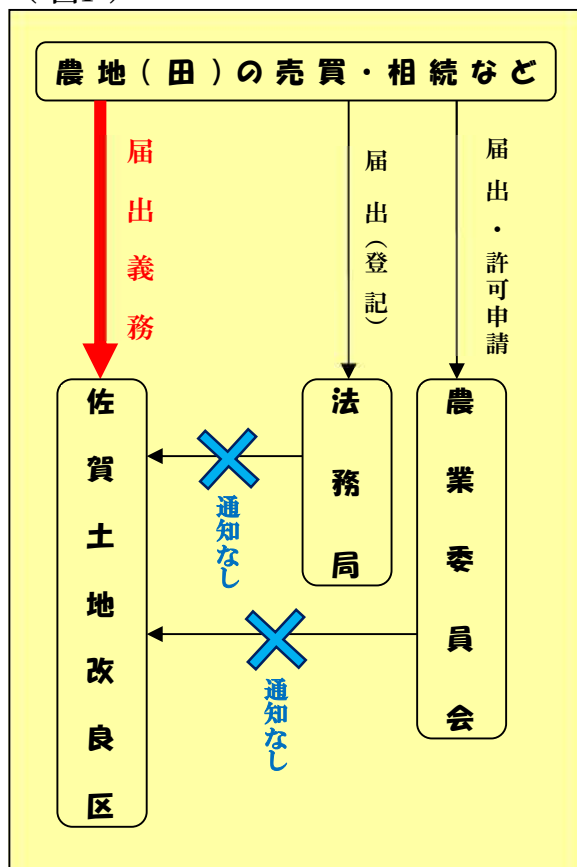
①農地(田)の売買・貸借・贈与・交換等の場合

②農業者年金の受給による経営移譲の場合

③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合

④組合員の住所変更の場合

(図1)



－ 記入例 －

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住 所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地

氏 名 北 山 太 郎 (印)

(地区名 組合員番号)

新資格者 住 所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地

氏 名 川 上 次 郎 (印)

(生年月日) 明治・大正・昭和・平成 〇〇年△△月□□日

電話番号 (〇〇〇〇) △△ - □□□□

(地区名 組合員番号)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
〇〇町	△△	□□	1234番地	田	1,000㎡	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

☒ 売買 ☐ 貸借・贈与・相続・交換・経営移譲

生前贈与・死亡・その他 ()

※添付資料

・佐賀県農協各本支所

・佐賀土地改良区 総務課

佐賀市大町三丁目8番1号

TEL (0952) - 22-4382

(2) 時期

・令和〇〇年〇〇月

佐賀土地改良区賦課金 納入者 住所 変更届出(組合員資格得喪通知書)

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〒 _____
氏名 _____ 印 _____
(地区名 _____ 組合員番号 _____)

新資格者 住所 〒 _____
氏名 _____ 印 _____

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

電話番号 (_____) _____

(地区名 _____ 組合員番号 _____)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲
生前贈与・死亡・その他(_____)

(2) 時期

令和 年 月

※提出先

・佐賀県農協各本支所
・佐賀土地改良区 総務課
佐賀市大財三丁目8番15号
TEL (0952)-22-4382

配水計画の策定

平成31年4月に土地改良法の一部改正が行われ、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。このため佐賀土地改良区では適切な農業用水の管理・運用を行うため配水計画の策定を行いました。

令和6年度 佐賀土地改良区 配水計画

【取水の基本事項】

(1) 各取水口等の位置

- ・川上頭首工左岸取水口 佐賀市大和町大字久池井字六本杉2978番2地先
- ・川上頭首工右岸取水口 佐賀市大和町大字川上字川原75番地先
- ・多布施川注水口 佐賀市大和町大字尼寺字一本杉3224番4地先
- ・三本杉取水口 佐賀市緑小路130番地先
- ・西平川注水口 小城市三日月町道辺字山王653番地先
- ・本松取水口 小城市三日月町道辺字立物842番地先

(2) 最大取水量等

期 間 区 分	6月1日から 6月10日まで	6月11日から 10月10日まで	10月11日から 翌年5月31日まで	年間総取水量
川上頭首工合計	10.69 m ³ /s	19.01 m ³ /s	3.53 m ³ /s	181,800 千m ³
川上頭首工左岸	10.69 m ³ /s	18.83 m ³ /s	3.53 m ³ /s	—
川上頭首工右岸	0.02 m ³ /s	0.28 m ³ /s	0.02 m ³ /s	—
多布施川注水口	3.02 m ³ /s	4.27 m ³ /s	1.19 m ³ /s	—
三本杉取水口	2.67 m ³ /s	3.48 m ³ /s	1.18 m ³ /s	—
西平川注水口	4.50 m ³ /s	7.60 m ³ /s	1.35 m ³ /s	—
本松取水口	4.92 m ³ /s	7.60 m ³ /s	2.08 m ³ /s	—

(3) 筑後川下流用水事業からの補給

- ・ 筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給が必要となる地区の内、北川副地区以外の地区への補給は、川上頭首工左岸取水口及び右岸取水口の取水量の合計が19.01 m³/sの場合又は北山ダム貯水位がEL367.40m以下のときに限り、最大5.98 m³/sの範囲内において、受けることができる。

ただし、6月1日から6月20日までの間においては、上記によらず最大5.98 m³/sの範囲内において補給を受けることができる。

- ・ 北川副地区への筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給は、国営幹線水路市の江川副幹線中川副分水工からの送水量が0.35 m³/sに達し、且つ不足を生じる場合に限り、最大1.64 m³/sの範囲内において補給を受けることができる。

【農業用水の利用の調整に関する問合せ先】

〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号

佐賀土地改良区 管理課

TEL 0952-22-4382

FAX 0952-29-1048

女性理事登用の推進について

女性参画の推進は、多様性社会の活力を高め、地域社会・経済に活力をもたらすなど、農業・農村を継続させるために重要なことです。そのため令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、土地改良区の理事に占める女性の割合について具体的な目標が掲げられました。さらに第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、令和3年3月に閣議決定された新しい土地改良長期計画では女性理事登用についての取組推進が求められています。このため佐賀土地改良区においても、女性理事登用に向けた検討を行ってまいります。

具体的な成果目標

全国の土地改良区において
令和7年度までに

すべての土地改良区に女性理事を1名以上配置

理事に占める女性の割合を10%

事務局の体制

令和6年4月1日付（職員 20名 会計年度任用職員 3名）

事務局	事務局長	森	信治
総務課	6名		
	課長	阿間見	忠
	副課長兼総務係長	立石	豊
	企画財務係長	斎藤	嘉宏
	主事	平石	大和
	主事	高尾	陽平
	（新採）主事補	副島	大河
管理課	4名		
	課長	芦原	一樹
	副課長	相浦	公
	主事	田中	聡一郎
	会計年度任用職員	田中	ルミ

北山ダム管理事務所	5名		
	所長	大坪	直孝
	施設管理係長	古賀	賢太
	主事	増田	和彦
	主事	与賀田	雅士
	会計年度任用職員	大野	義人
川上頭首工管理事務所	7名		
	所長	中野	秀則
	副所長	江口	則彦
	施設管理係長	大坪	稔典
	施設維持係長	福島	稔
	主事	田中	亮
	主事	山口	颯大
	会計年度任用職員	中島	弘人

佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号（佐賀県土地改良会館2階）

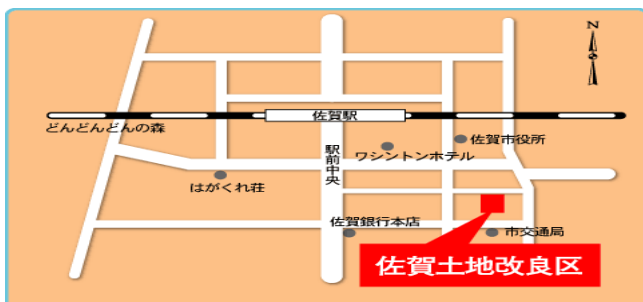
TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関することは総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関することは管理課

休日・夜間の用水に関することは下記緊急連絡先へ

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136



☆ 北山ダムの貯水状況並びに情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



佐賀土地改良区 HP QRコード



21世紀土地改良区創造運動

創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深めることを目的としており、佐賀土地改良区では平成14年度から田植えオリンピック、水土里の教室・佐賀平野「水と歴史」の探検隊・川上頭首工スケッチ大会などに取り組んでいます。

今後も、「21世紀土地改良区創造運動」を積極的に展開して、地域と共に生きる新たな「水土里ネットさが土地」の実現を目指して行動してまいります。

令和5年度活動内容

☆ 総合学習・青空教室

近年、失われつつある緑豊かな農村環境や食の安全性を見直し、「農業者と消費者との交流を通じ土地改良区の果たしている役割」を肌で体験し、農業・農村が持つ環境の素晴らしさを感じてもらう為に神野小学校では4年生約120名による、総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでももらいました。（植付品種：さがびより）

○田植え体験：令和5年6月19日

○稲刈り体験：令和5年10月10日



☆ 川上頭首工スケッチ大会

○開催日：令和5年9月29日 ○表彰式：令和6年3月6日

○展示（春日公民館）：令和6年3月12日～22日

川上頭首工の役割や取水の仕方、農業用水の流れなど楽しく学んでもらう為にスケッチ大会を行いました。地元の春日北小学校の5、6年生の参加があり、初めに施設を見学し役割を学んでもらった後、頭首工周辺でスケッチをしてもらいました。

また、特に優秀な作品5点について表彰式を行いました。表彰された作品は佐賀市の春日公民館にて展示を行い、当区ホームページにも掲載しています。



また、佐賀土地改良区では地元団体や公民館などからの見学依頼にも対応しています。毎年多くの方に北山ダム、川上頭首工の施設見学や出前授業を行っており、幅広く地域の方々に土地改良区の役割や佐賀平野の水の流れについて学んでいただいています。



公民館での出前授業



施設見学



☆ 佐賀平野「水と歴史」の探検隊 ○ 開催日：令和5年8月25日



佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらう為、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を開催しました。当日は降雨により、急遽行程を変更しましたが安全に探検することができました。佐賀市・小城市の小学生と保護者37名の参加者で石井樋・川上頭首工・北山ダムを見学して、自分たちの住む町まで農業用水が届く仕組みや嘉瀬川の取水施設について学んでももらいました。また、川上頭首工では魚道の生き物調査も行いました。



参加者を募集します！

第20回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

北山ダムや石井樋などの施設を探検して学んでみよう！

今年で、20回目の開催となる探検隊の参加者を募集します。組合員皆様の子供さんやお孫さんの、夏休みの思い出に参加してみませんか。

北山ダムでは、普段入れないダム本体の中や、船に乗ってダム湖内の探検を行い、川上頭首工や石井樋では水の流れの仕組みや歴史についても学びます。

【 応 募 要 項 】

- ① 日 時： 令和6年8月23日(金) 8:40～16:00(昼食は用意します)
※貸切バス使用(小雨決行、悪天候の場合は中止します)
- ② 対 象： 小学4～6年生と保護者(小学生のみの参加も可)
- ③ 参加費用： 大人300円 子供 100円
- ④ 定 員： 40名 **(定員になり次第締め切り)**
- ⑤ 募集方法： 参加希望者全員の名前(ふりがな)、住所、電話番号(緊急連絡先)、学校、学年を記入の上、FAX又はメールで応募してください。
(7月22日午前9時募集開始)
※募集受付後、結果の連絡を行います。参加者には8月上旬に集合場所、行程表等を郵送にてお知らせします。
- ⑥ 問合せ先： みどり 水土里ネットさが土地(佐賀土地改良区) 総務課まで
〒840-0811 佐賀県佐賀市大財3丁目8番15号
TEL:0952-22-4382 FAX:0952-29-1048
URL: <http://www.sa-tochi.jp> Eメール: tanken6@sa-tochi.jp

—— 国営土地改良事業佐賀中部地区推進協議会 ——

国営土地改良事業「佐賀中部地区」の概要についてお知らせします。

1 事業の目的

前歴事業で造成、改修された佐賀中部地区の基幹的な農業水利施設は、造成後 20 年程度が経過し、経年劣化による機能低下が生じており、維持管理に多大な費用と労力を要しています。

また、川上頭首工については、必要な耐震性能を有していないことや、耐用年数を迎える機器類があることから、耐震対策や機器類の更新といった対策を行う必要があります。

このため、老朽化等により機能低下した農業水利施設については必要な調査を実施した上で「国営かんがい排水事業」により耐震対策・改修等を実施することで、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するとともに、国土資源の保全を図るものです。

2 事業構想（案）

事業名	施設名称	対策内容
国営かんがい排水事業	川上頭首工	耐震対策 [門柱、操作台、基礎杭] 改修 [ゲート設備]
	排水機場 (ポンプ設備、除塵設備、ゲート設備、電気設備)	改修
	用排水路	改修 [幹線水路] 補修・更新 [開閉装置] 更新 [機側操作盤]

※「国営かんがい排水事業」の対策内容については、地区調査における用水計画、排水計画を踏まえた施設計画及び施設の劣化状況に基づき精査をおこなうため変動する場合があります。

3 地区調査の状況

- 川上頭首工 ・耐震対策に向けた施工計画を検討 ・機器類の更新に向けた整備スケジュールを検討
- 排水機場 ・施設の老朽化を踏まえた更新整備を検討
・近年の豪雨を踏まえた排水解析を行い、農地湛水被害を軽減するための機能向上を検討
- 用排水路 ・老朽化した施設について改修等を検討

(参考) 対象施設写真



耐震補強工事を待つ川上頭首工



久保田第2排水機場(平成13年造成)



内部の排水ポンプ



右岸幹線水路